

別紙4 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

【第 3.0 版】

本契約の契約当事者は、町田市個人情報保護条例、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の該当する箇所も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、速やかにその旨書面により提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。また、甲に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

- 6 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写または複製が必要な場合は、その旨書面により提出しなければならない。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 7 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、その旨書面により提出しなければならない。

（3）情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、その旨書面により提出しなければならない。

（4）情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、その旨書面により提出しなければならない。

別紙4 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

(立ち入り調査)

- 8 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、甲が自ら行うか指定する者に行わせるかにかかわらず、乙及び乙の再委託先に対して立入調査を実施することができる。

(監査への協力)

- 9 乙は、前項の調査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(保証)

- 10 乙は、本契約の履行内容及び履行方法について、第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく合法的なものであることを保証する。

(成果（物）に関する所有権、知的財産権の帰属)

- 11 本契約の成果（物）に関する帰属、取扱いについては次のとおりとする。ただし、乙が書面により申請し、甲が承認したものについては、この限りではない。
- (1) 引き渡しを完了した成果物の所有権、知的財産権その他の一切の権利は、すべて甲に帰属するものとする。
- (2) 甲は、成果物（乙が権利を留保したものを含む。）を甲の名において自由に使用し、公表することができる。

(対応マニュアルの作成)

- 12 乙は、情報の漏えい・流出及び滅失・き損等の事故が発生した場合の対応マニュアル及び履行体制図を作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報の取扱いに関する教育の履行)

- 13 乙は、甲の請求があったときは、情報を取扱う従事者に対する情報セキュリティ教育の実施状況について、書面により提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 14 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 15 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 16 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 17 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。